

ネオリブ

発行：A・P社（アマゾン&ピラニア社）
発行所：東京都杉並区上荻 2-19-15(403)
TEL：398-8876
定価：一部50円

優生保護法改悪案をめぐる現状 今国会において廃案となるか！？

今国会に提出されている優生保護法改悪案は修正して強行採決される見通しであったが、現在政府は「金大中事件」や新たに出来た「自衛隊違憲判決」の問題処理に追い回わされている為、この法案の強行採決が流れるという見通しが強くなってきた。

すでにお知らせしたように優生保護法改悪案の修正案は「経済的理由による中絶の禁止」と「初回分娩の適正年令指導」はそのままで、胎児チェック条項の削除がその内容であった。この修正案が、政府自民党の強行採決で会期延長となり、この延長の間に「健保」「防衛二法」等の目前の重要法案とともに、強行採決されようとしていた。

ところが最近おきた「金大中事件」はマスコミで大きくとりあげられ、国会ではその「金大中事件」の対策のため大わらわである。九月二十八日までの会期の中で一方では「金大中事件」を日本国のメンツをかけて解決しなくてはならなく、他方ではその騒ぎの中でどうしても重要法案を通過しなければならぬのである。では優生保護法改悪案はどうなるのか？

今国会において優生保護法改悪案が通るといふ可能性は少なくなつたといつていいだろう。重要法案をこのようない緊急時の中で通してしまおう

とすること、もうせいぜいはいなのである。もちろん優生保護法改悪案もやっきになつていっしょに通してしまおうとする可能性もある。

優生保護法と他の重要法案の関連

最近何度も国会に上程されそのたび胎児の生命論議も持ち出し世論をにぎわす優生保護法改悪案がなぜ「健保」「防衛二法」等の重要法案なみに扱われないのか。政府の真意としては「健保」「防衛二法」等よりも日本の将来においては重要とみなしているにもかかわらず。

その大きな理由は今の優生保護法でも人口政策において充分に中絶のしめつけができるからである。未だに明治時代につくられた墮胎罪が存続し、昭和二十三年につくられた優生保護法が経済的理由での中絶を認めている（生活保護をうけている人に限る等）という条件がつく場合もあるが、にもかかわらず、政府はいつでも墮胎罪の適用で女の身体を使って人口政策をいとも簡単にやってしまえるのである。ということは今すぐ優生保護法を改悪しなくともあせらずゆつくり女の中絶に対する罪悪感、中絶は子殺しでいけななことだといふ意識を育てつつ、優生保護法を改悪できるのである。

さらに、さらに、中絶は女の権利と叫んでいこう！

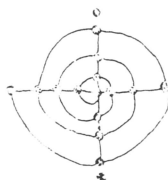
そう、今すぐ女達がたちあがり「中絶は女の権利なんだ、法律によって女がやる中絶を条件づけたりしたり、いつ子供を産むのがいいという規制は女の生き方をますますせばめるものなんだ」と叫ばなければ、女は子供を産むのが当然と家庭にどんどんとじこめられ、自分の生き方の選択さえもできなくなってしまう。

また、たとえ今国会で優生保護法改悪案が通らなくとも、すぐ秋国会が待っており、またもやその改悪案が上程される可能性は多分にあるのである。

一、〇〇〇万人署名運動を拡大しよう。

優生保護法だけでなく、中絶に制限を加えてくるあらゆる中絶禁止法を撤回し、中絶の前段階の避妊の問題であるピル解禁を克ちとるため、これからも署名運動に協力を！

なお政府の動きが前述のように見通しのためネオリブ二十八号でお知らせした「九月二十二日の優生保護法改悪反対の集会・デモ」を中止します。



お知らせ

大学・学園祭に「ピル・性病」の講演を！
性教育問題研究会

秋、学園祭、文化祭のシーズンになりました。
学生姉妹達にお知らせします。この文化祭、学園祭の機会に、あなたの学校で「ピル・性病」の講演をやりませんか。

この夏、開いた、中ピ連セミナーの講義録を資料に是非協力したいと思ひます。
「ピル」―避妊薬としての原理、飲み方、副作用、手に入れ方、及び解禁の現在の状況等について、中ピ連の協力を得ます。

「性病」―知らなければ恐い病気です。感染経路、症状、治療及び日常的注意事項について、簡単な女性の解剖と生理も含めていいです。

なお、都内近辺に限らせていただきます。
また、学生に限らず、一般の女性対象で、あなたの市、町でやりたい方にも場所を確保していただければ、スケジュールの可能な限り協力したいと思ひます。是非早めに御連絡下さい。

9月22日の集会中止のお知らせ
前号（28号）でお知らせした集会、デモを上記の都合で中止します。

9月22日の集会中止のお知らせ
前号（28号）でお知らせした集会、デモを上記の都合で中止します。

服装の歴史 日本編 IV

根づよいキモノ

＊男だけの变化

我々の祖先が洋服というものを認識したのは一八五三年に米国のペリーが日本に上陸してからだが、それによって新らしがり屋だけに着用されては身分の区別がつかなくなるというので、早く衣服の制度を確立して軍服以外の洋服着用を禁じて欲しいとの訴えが十六年後に出ている。

結局明治の洋服は軍服から始まったのであり、その必要は徴兵制の実施にあったといえる。それがなぜ風俗化したかという点、日本古来からのハカマがズボン型だったからである。服装の重要なポイントには下半身の様式にあるので脚をどう包むかが生活に最も密接な関係をもってくる。

キモノが発生してから後でも武士は袴、町人は股引やバッチの形で二つの脚を別々に包む習慣を残してきた。だから外来の洋服がどんなに異様にみえたところで、本質的には変わりなく毛唐の物だという偏見さえなくなれば、「合理的だから着る」という感覚で日本の男の洋服が一般化し風俗化するのには当然である。ただ女にだけはその条件が欠けているのだ。

＊変革期の女の姿

明治初年当時の民衆は激動のりずの中にあつた。古いものが破壊されないうちに新しいものが興り、するどい対立を示しながら共存の形をとる。風俗もそうだった。その中で頭髪を短く切り、袴をはいて



エビ茶袴

うに明治維新も男の維新で女の生活は変っていないかった。現実の生活を変革する基礎条件をもたない時、世の中の激しい動きに敏感に反応せざるをえなかった一部の女達に何ができたかといえは、形の上の変革しかなかった。

服装、言葉使いや態度である。女の生活から絞り出された結果としてそれらを破壊することが唯一のエネルギーのはけ口であり、ちょうど組織をもたないアナキストの黒旗

馬にのつたり洋書を手にしたりした姿が異様な新しい女の風俗としてとり上げられたのである。そして新しい姿というだけでなく、男のマネとして男装として受けとられた。ではなぜ一部のものにしても女が男装したかという点、逆

生活が変ったからでなく、逆に、変らなかつたからである。明治維新は政治と経済の変革だった。この政治と経済は男のもので女のものではない。ヨーロッパのルネッサンスが男のルネッサンスであつたよ

たはずである断髪は女をわずらわしい日本髪から解放し男袴の採用は歩き方の革命である。しかしこれらの明治初期の思いもつた試みは風俗として育たず、文字通り変態風俗で終わってしまった。女の生活内容が変らなかつたからだ。

女の風俗の変革は性の差別をなくすことから始まる。男の場合は新旧の対立にとどまらなかつた。さらには性の侵害という形をとらねばならなかつた。つまり長い髪と女らしい女はかたく結びついており女らしくない女(断髪した女)は男にとって気に入らないため政府は女だけの断髪を禁ずる法令を作った。

のように、自らを励まし酔わせる旗じるしだった。彼女らはそうする以外なかつたのだし当時の空気の中でそれが十分に革命的だった。明治四年の秋になると女の断髪も次第に目につくようになってきたが生命と信じられてきた髪を切ることに比べれば

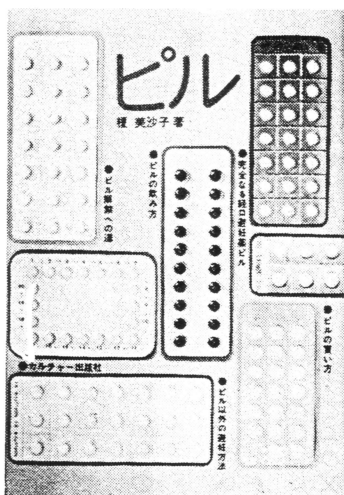
的ではなかつたからかなり眼につく数に達していた。こうした形の上の習慣打破もそれだけ切りはなして考えれば生活の合理化になつ

の圧力をかけて亡ぼそうと決心したのである。しかし明治三十二年になり女学生のみが男の袴を改良してエビ茶袴なら女らしさを保っているのだからとされた。これは学生時代のほかない特権だった。

卒業すれば袴と共に自由は去ってしまった。長いタモトや脚高に上るキモノが彼女たちを待ちかまえていた。女のくらしは変わらなかつた。キモノも根づよく生き延びている。この二つは手をたずさえて洋服が普及するごとく近代まで日本の女を支配するのである。

出版案内

- 「ビル」全貌 一〇〇円
- 「セミナー」講義録 61 医療体制 一〇〇円
- 「セミナー」講義録 62 女性の生理と解剖 一〇〇円
- 「子殺しの女を釈放せよ」 一〇〇円
- 「ネオリブ」国際版(英文) 近日発刊予定 月一回



ピルの百科辞典

＊「ビル」榎美沙子著カルチャー出版最寄りの書店で御求め下さい。

編集後記

だんだん涼しくなってきた東京に、つい最近、地方の家から帰って来た、優雅(?)に休暇を過ごしてきたので、帰ってすぐのネオリブ編集はたいへんだった。しかし毎回毎回のことをながめると、すこし今より原稿の量がふえたらといつも残念に思う。読者からの手紙、感想文、寄稿文、論文をいつも期待して待っています。

「ネオリブ」定期購読のお知らせ

購読料 6ヶ月 500円(送料込み)

振替口座 東京177972 中ビ連

宛先 東京都杉並区上秋2-19-15

マンション萩窪403

A・P社

一 匪徒中絶権闘争の幕はあ
いたばかりである。米國で得
た教訓と勝利はそれぞれの國
で中絶の権利を獲得する為に
闘っている人たちにとって、
一つの実例となり、励ましと
なる。

最高裁判決の輝かしい勝利
を手にしたアメリカの女性達
(参考—ネオリブ15号)の連

世界中禁法反対運動資料集 (5)

[WONAAAC]の資料より

リップ・インター

合(WONAAAC)の果した
役割は恐らくは世界各地の女
性達に引きつがれていくだろ
うと思わずにはいられない。
今回からは「WONAAAC
ニュースレター」をとりあげ
たいと思う。七三年二月〜三
月号は「勝利」を扱ったもの
で、彼女達の一言一言が我々
を興奮させずにはおかないだ

る。新聞の都合上一部を抜
き、紹介したい。
WONAAAC「勝利」もたら
した影響力を武器に」

米國最高裁が、中絶を法的
に認めると輝かしくも判決を
下したというニュースは、肉
体と生命の完全な支配権獲得
のために闘っている世界中の
女性を新たに勇気づけた。
二月六日、フランスの医師
三四五人が、中絶手術を行っ
たと声明した公文書を出し、
米國最高裁判決に、「非常に



Saturday October 21
NYU Law School 11am
Tishman Auditorium
40 Washington Sq. South NYC

NEW YORK
ABORTION
HEARINGS

Primary Hearings for the INTERNATIONAL
TRIBUNAL on ABORTION, CONCEPTION &
FORCED STERILIZATION, MARCH 2-11 NYC

sponsored by NY Women's National Abortion Action Coalition
150 Fifth Ave. rm. 35 NYC NY NY (212) 675-9150

だが、我々は国際中絶権
獲得運動と連帯して、我々
が獲得した勝利を他の国々
に拡め全力を尽さなければ
ならない。また、生きる権
利側からの攻撃に備えて攻
撃力と動員力を保持するこ
とも重要である。

勇気づけられた」と述べた。
(参考—ネオリブ15号)

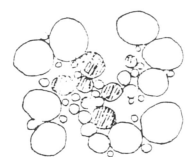
世界中の女性が我々の勝利
を歓迎すると同時に、決意
を新たにされた。この判決が下
された翌日、カナダ、イギリ
スから、そしてシモニス・ド
ボーヴォワールから、勝利を
祝うメッセージがWONAAAC
宛に届けられた。

「最高裁判決の意味する
もの」
判決直後
「最高裁、中絶を認める」
これが一月二二日付ニ
ューヨークポスト紙の第一面
トップ抜きの大見出しであ
り、一年一ヶ月にわたる審議
と二回の審問を経て、遂に、
テキサスとジョージア州の
中絶訴訟に判決が下された
と報じた。諸外国の新聞にも
同じような見出しが掲載され、
最高裁判決を、画期的な勝利
であるとか、我々の立場の完
全な擁護であるとか宣言して
いるウーマン・リヴや中絶権
獲得運動家のことは引用さ
れていた。

中絶を反対する側の巻き返
しがおこるにつれ、この判決
の与えた影響の全貌が明らか
になった。ニューヨークのテ
レンス・クック枢機卿は、「一
ショックな」、「言語道
断な」判決だと述べた。フィ
アデルフィアのクロール枢機
卿は、「我々にとって、言語
に絶する悲劇だと言った。
ニクソン大統領の側近は、新
聞記者に、今や悪名高くなっ
た一九七二年五月のクック枢
機卿に宛てたニクソン書翰に
ついて語った。この書翰の中
で、ニクソン大統領は、クッ
ク枢機卿がニューヨークの自
由化された中絶法を覆す努
力に対し、援助を惜しまない
と述べていた。このとき、ニ
クソン大統領は「幾千万人の
この世に生まれて来なかった
子どもたちの生きる権利」に
言及し、中絶は「生命の尊厳
さ」と尊ぶ彼の信念を汚すも
のであるという理由で中絶に
反対した。

しかし、全国の幾百万人の
女性に、この最高裁判決を、
喜びと安堵の気持ちで迎え入
れた。この判決は、女性の運動
が大きな勝利をかちとるだけ
の政治力を有していることを
証明したからである。一九二
〇年に女性が参政権を獲得し
て以来、女性解放を押し進め
る中で、これほど大きな、法
的前進を遂げたことはなかつ
た。

州が中絶を禁止してもよい
のは、妊娠後期だけである。
しかも、この判決は、「しな
ければならぬ」ではなく、
「してもよい」と述べている
ところが重要である。



(つづき)

パンフ類取扱
全国書店案内

仙台

八重州書舗

〇三三三—二一九八〇九

東京

樟葉舎(新宿)

三五二—三三三三

コマバ書店(駒場)

四六七—九九七三

スリーポイント(銀座)

五六四—二二七六

神田ウニタ(水道橋)

吉祥寺ウニタ

溝江紅(神保町)

二六五—九八〇一

大盛堂(渋谷)

三五三—二六〇三

文鳥堂(四谷)

三三三—二六〇三

国分寺アバン書房

三三三—二六〇三

横浜

ルビコン書房

三三三—二六〇三

名古屋

名古屋ウニタ

〇五二—七三三—一三八〇

ふたば書房河原町店

〇七五—二二二—〇六二九

大阪

ヴィレッジ・ファイブ

三—四—〇五〇〇

大阪ウニタ書舗

六三三—〇四七〇

神戸

イカロス書舗

〇七八—三九—〇七七〇

国立市「ピル」の講演会に寄せられた感想

ピルと私

渡 節 子 主 婦

九月が始まると同時に、文
教都市、国立の公民館の掲示
板にのびさかショッキングな
あの中ピ連のポスターがはら
れた。

九月六日午前十時から、国
立市公民館にて女性グループ
「井戸端会議にたち」主催
による「ピルに関する」集會
が開かれ、私は関心をもつ一
市民・一主婦として参加した。

私がピルという英語の言葉
を最近に耳にしたのは、今か
ら十年程も前のことである。
米国オレゴン州ポートランド
市で暮らしていた時、妊娠して
いて大学病院で診察を受けて
いる時だった。その時は単に
薬の形状としての「錠剤」の
ことを称していただけで、今
日言うところの避妊用ピルの
ことではなかった。

さて会場では中ピ連の榎美
沙子さんからピルの薬学的説
明がなされ、服用した場合の
副作用 一ついて、軽度のもの
から一番懸念されている血栓
症にいたるまで詳細なデータ
と共に語られた。

参加者(男一人を含む)の
ほとんどが医学の領域外で生

活している女であり主婦なの
でピルに含まれているホルモ
ンがどのようにして女性の身
体の生理に作用し、避妊の働
きを果すのかよくわからない
ため、熱心な質疑応答がかわ
された。

そしてそのホルモンと避妊
の関係が明瞭にされ、更に日
本におけるピルの現状と問題
点が世界各国との比較のもと
に述べられ、また厚生省が今
までとってきた態度及び最近
の状況が出席者一同に暴露さ
れた。

人工妊娠中絶総数の約八割
が主婦と呼ばれる女性である
ことから明らかのように、
避妊の問題は大多数の既婚女
性(三人の子持の私自身をも
含めて)の最も深刻な悩みの
一つである。私は二年前に、
知り合いの医師からピルを手
に入れて飲んだ。

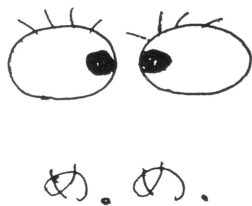
今日の説明で初めて知った
のだが、副作用が強いはずで
ある。それは初期の頃に製造
されたという粗悪品だそうで、
含有ホルモンの量の多いこと
に驚かされた。

それに軽い吐き気がおきた

ので医師に報告すると「飲ま
ない方がいいでしょう」とい
うだけで、自分の体質に適し
た別の種類のピルの存在も知
らされず相談する余地もな
かった。

受身で従順な女性を好む男
性、自分達の支配権、指導権
が脅かされるのを恐れてか、
副作用を強調してピル解禁に
反対しているようである。
卒直に言って現段階では避妊
効果100%という理由で、ピル
に頼る他ないのである。

厚生省命令で慎重に医学的
研究が進められ、安くて、安
全なピルが希望者に容易に購
入できる状況を作り出すこと
が今必要なのではないか。



秋は、結婚シーズン ラッ
シュを避けてか、友人は八月
の真夏に結婚した。

「結婚式なんて、ばかばか
しいから二人だけで、どこか
外国へ行って式をあげたい」
なんていつていたが、計算が
狂ってしまった、外国へ行くこ
ともしないで、さっさと二人
で新居を借りて暮らしている。

さて、その暮しぶりだが、

読者寄稿文 その②

“週休二日制”の美名による 労働時間延長を許すな!

—川崎重工女性労働組合員

男執行部を突き上げ—

リベラルだったはずの二人が
二人とも、亭主と奥さんをも
のみごとく演じきついている
のだから、私はいささかがっ
かりしてしまった。

亭主はジャーナリストで夜
が遅く時間も不規則。そして
奥さんは学生。二人とも自分
の時間をもっただけで精一杯。

ああ、それなのにそれなの
に、愛しの亭主殿は料理にう
るさくて、奥さんは勉強どこ
ろではない。そして、亭主は

亭主で自分の女房が料理をす
るのは当然だと思っていて、
それが何と「愛の証」みたい
に思っているのだ。

S・ファイアストーンの指
摘どおり、女は愛というもの
によって抑圧を受けていると
つくづく感じた。

ことの初りは、49年の4月
から現在隔週土曜日、9時
から5時30分を、週休二日制
にするかわり平日をさらに30
分延長し、朝を8時30分にす
るか、午後を6時にすることに
を男組合執行部が勝手に決め
たことが明るみに出たことか
らであった。現在の時間帯は、
46年4月から始められたもの
だが、その時も土曜日を隔週
休みにするかわりに平日の時
間帯を5時から5時30分に、
女子組合員の反対にもかかわらず
延長を強行したのである。
49年度よりまた平日時間が30
分延ばされれば、週休二日に
したところで年間の労働時間
は現在より延長されるのであ
る。この平日の時間帯を一時
間延長しても週休二日制に
もっていくという方針は川崎
重工労組が加盟する同盟系上
部団体「造船重機労連」の方
針によるものだが、組合員の
意志を全く無視して、執行部
が勝手に会社側の立場に立つ
た要求を決議したことは全く
許されないことであった。46
年度の決議の時も女性組合員
が積極的にアンケートをとり、
女性組合員の1/3にあたる
50名のアンケートの結果を執
行部に対して報告した。その
内容は「9時〜5時までとい
う時間帯を交えずに隔週土曜
休日の要求をすべきである。
もし会社との力関係において
それがどうしても不可能だと
すれば、毎日の労働時間が延

長されるよりは現状のままの
方がまだましである。」とい
うものであった。しかし男執
行部は、「たかが50人の女の
意見など聞いてはおれん」と
一切聞こうとせず、そして今
また同じことを繰り返そうと
しているのである。執行部が
今度の決議をした理由として
「現在の力関係において平日
の時間帯を交えずに週休二日
にすることは不可能であり、
あとは現状のままにするか、
平日の時間を延ばして週休二
日にするかどちらかであるが、
今産業界の傾向として週休二
日制に移っておりその方向に
行かざるをえない。」という
ものである。この理由は、他
の資本主義国からの圧力によ
って週休二日制を実施するこ
とを余儀なくされた日本企業
が、仕方なしに外側だけ週休
二日制をとり、内側は平日労
働時間を延ばし、残業手当の
減少、年間労働時間の延長の
もくろみと何ら変わりがない。
このように会社ベッタリな男
執行部に対し、女子組合員は
今、怒りに満ちた抗議をし、
要求をつきつけたのである。
(要求の詳しい内容外次号に
続く)

